

茅ヶ崎市総合計画基本構想（抜粋）

第5 まちづくりの基本理念

将来の都市像の実現に向けて、総合的な政策展開の基本的な指針として、5つのまちづくりの理念を定めます。

茅ヶ崎市のまちの特徴、近年の動向、現状や課題、今後の見通しなどを踏まえて、10年間の市政を展開するうえでの方向性を示しました。

1 基本理念1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとつづくり

茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに主体的に取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

母子保健の充実や新生児家庭の訪問事業などにより、子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てに関わる環境を整えます。

子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てに関わる時間が持つ、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。

(1) 政策目標1 次世代の成長を喜び合えるまち【こども育成部】

目指すべき将来像

- ・ 初めての子育てでも安心できるサポート体制ができている
- ・ 子育てを支え合える地域社会の仕組みができている
- ・ 子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている
- ・ 多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている
- ・ 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている

ア 施策目標01 安心して子どもを育てることを支援する【子育て支援課】

施策のねらい

(ア) 乳幼児に関する施策の充実

子どもの成長にとって乳幼児期の保護者の関わり方が重要であることを啓発するとともに、保護者のために乳幼児期の子育てについての情報や学習機会をさまざまな媒体を活用して積極的に提供するなど、乳幼児に関する施策を充実します。

(イ) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

子育てを教えてくれる人や支えてくれる人が身近におらず、孤立して不安に

なっている保護者と子の双方を支えるため、地域社会全体が子育てに関わる力や助け合う力を回復して、地域の中で、子どもを安心して預け合うなど、社会全体で子育てを支援できる仕組みの拡充を図ります。

(ウ) 子育て支援の充実

妊娠期、出産期には、出産までの不安や経済的な負担を軽減するなど、子どもを産みやすい環境を整備します。乳幼児期、学齢期にはそれぞれの時期や保護者の生活形態に応じて、子育てが初めての人をはじめ、子育て中の保護者が安心して子育てができるよう支援・助成します。

(エ) 医療費助成制度の維持

医療費助成制度（小児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成）を安定的に継続運営することで、対象者の健康や福祉の増進と経済的負担の軽減を図ります。

イ 施策目標 02 ニーズに合った多様な保育を行う【保育課】

施策のねらい

(ア) 待機児童対策の推進

認可保育園の施設整備と認可外保育施設の認可化移行促進による定員増や、小規模保育事業などの整備を行い、入園待機児童の解消を図ります。

(イ) 小学生の放課後支援の充実

保護者の多様な就労形態やニーズに対応可能な児童クラブの環境を整え、小学生の放課後の健全育成を図ります。

(ウ) 保育サービスの質の向上

保護者の多様な就労形態や生活形態に対応するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、多様な保育メニューを提供するとともに、保育サービスの質を高め、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えます。

ウ 施策目標 03 子どもの健康な成長を支援する【こども育成相談課】

施策のねらい

(ア) 母子保健対策の充実

母子保健対策を充実し、子どもも親も健康な生活を送り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、訪問指導の充実を図り、支援を必要とする家庭を支援します。

(イ) 子育てサービスの充実

親となる人に基本的な子育ての仕方を身に付けてもらえるよう、訪問指導や相談事業などの子育てサービスを充実します。

(ウ) 家庭児童相談事業の充実

家庭児童相談事業を充実し、子育て家庭の育児不安などの解消を目指します。また、関係機関と連携して、児童虐待相談の充実と虐待の未然防止対策を強化するとともに、児童虐待の起きた家庭を支援します。

(エ) 療育相談事業の充実

巡回相談などを通じて幼稚園、保育園、学校などの機関と連携を深め、療育相談を充実します。